

公 示 日 : 2021 年 7 月 7 日

調達管理番号 : 21a00449

国名 : エチオピア

担 当 部 署 : 人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

調 達 件 名 : エチオピア国病院運営改善アドバイザー業務

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 病院運営改善アドバイザー
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 8 月下旬から 2023 年 9 月中旬
- (2) 業務 M/M : 現地 10M/M、国内 1.8M/M、合計 11.8M/M
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 8 日、現地業務 60 日、国内整理 3 日
- ・ 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 50 日、国内整理 3 日
- ・ 第 3 次 国内準備 2 日、現地業務 50 日、国内整理 3 日
- ・ 第 4 次 国内準備 2 日、現地業務 50 日、国内整理 3 日
- ・ 第 5 次 国内準備 2 日、現地業務 50 日、国内整理 3 日
- ・ 第 6 次 国内整理 2 日、現地業務 40 日、国内整理 3 日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

### (4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 18% を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 18% を限度とする。
- 3) 第 3 回 (契約締結後 25 ヶ月以降) : 契約金額の 4% を限度とする。

(5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部  
(2) 見積書提出部数：1部  
(3) 提出期限：7月30日(金) (12時まで)  
(4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年8月19日(木)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：  
① 業務実施の基本方針 16点  
② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：  
① 類似業務の経験 40点  
② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点  
③ 語学力 16点  
④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	5S-KAIZEN (保健分野) に係る各種業務
対象国/類似地域	エチオピア国/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国です。生後9か月以上のすべての渡航者に黄熱の予防接種が推奨されています

## 6. 業務の背景

エチオピアの全国の病院では臨床、薬局、診断、看護、外来患者の緊急および入院治療等、様々なサービスが提供されているが、病院におけるサービスの質が低く患者のケアが適切に行われていない状況にある。また、新型コロナウイルス感染症の影響により現地の病院や医療従事者に多大な負荷がかかっている状況であり、病院におけるケアの質を向上させるためには、効率的かつ効果的な病院運営が求められる状況にある。

当該国では JICA がエチオピア・カイゼン機構 (EKI: Ethiopian Kaizen Institute) を支援し、EKI は基礎的な KAIZEN 技術を中心とした独自の KAIZEN 指導の展開が可能となり、KAIZEN 活動を通じて、品質・生産性向上、競争力強化のため能力向上に努めている。その EKI の主要な部門のうちインフラ及びサービス部門は保健分野にも進出し、病院サービスを向上させるための KAIZEN 活動を行っている。具体的には、EKI と保健省は既に6つの一次病院で KAIZEN 活動を実施している他、EKI と World Vision は2017年からアムハラ地区で母子サーベイランスプロジェクトを実施している。

かかる状況に鑑み、EKI が今まで実施してきた民間での KAIZEN 活動だけでなく、保健分野においても効果的かつ効率的な KAIZEN 活動を進めることにより、病院のケアの質とコストの改善及び病院運営の強化を目指すため、病院運営の 5S-KAIZEN の知見を有する保健省専門家の派遣がエチオピア政府から要請された。

本専門家は 5S-KAIZEN を用いた病院運営改善についての保健省への政策立案支援、EKI と協働しながら病院における 5S-KAIZEN 活動の促進支援、当該国における 5S-KAIZEN の展開計画策定を行うことを目的として派遣される。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、エチオピア保健省診療サービス課をカウンターパート (C/P) 機関とし、エチオピア・カイゼン機構 (EKI) を主要な関係者とし、我が国や他国での類似案件での経験・教訓を踏まえ、C/P 及び EKI と共に病院における運営改善のため 5S-KAIZEN を用いた研修マニュアル開発及び実践に関する技術的指導・助言を行う。また、保健省を含む他機関との調整を行いつつ活動を実施し、政策提言も視野にいれ活動していくことが期待される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2021年8月下旬）

- ① エチオピアにおける5S-KAIZEN活動に係る資料（報告書等）を確認し、エチオピアにおけるこれまでの5S-KAIZEN関連活動の内容及び進捗状況について把握する。
- ② 我が国が協力している他国での類似プロジェクトにおける5S-KAIZEN活動について、その概要を把握し、本案件にて活用できるグッド・プラクティスや教訓を収集する。
- ③ エチオピア政府及び関連機関が作成した保健分野における政策文書や資料を確認し、本業務がエチオピア政府の政策及び方針においてどのような位置付けにあるかを確認し、取り組むべき活動の検討、優先順位の整理を行う。
- ④ JICA 人間開発部及び JICA エチオピア事務所と調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ⑤ 資料の分析、課題の整理を踏まえた上で、現地業務工程表を含む全体のワークプラン（英文）を作成し、JICA 人間開発部へ提出し、説明する。併せて、JICA エチオピア事務所にもデータを送付する。
- ⑥ オンラインによりエチオピア保健省及び JICA エチオピア事務所と活動計画に係る協議を行う。

(2) 第1次現地業務期間（2021年9月上旬～11月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA エチオピア事務所、C/P にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 5S-KAIZEN 活動推進に係るエチオピア政府の組織体制（人員、業務所掌、予算、活動計画）及び実施能力を確認する。
- ③ エチオピア保健セクターの基礎情報及び病院のサービスの質の向上やモニタリングに関する取り組み状況を整理するため、C/P へヒアリングを実施する。
- ④ C/P と共に、EKI や5S-KAIZEN 活動及びサービスの質の改善に取り組む医療施設、他ドナー等から、医療施設における5S-KAIZEN 活動の進捗・導入・定着に係る取り組み状況及び体制について情報収集し、現状把握・課題分析を行う。
- ⑤ C/P、EKI と共に、現在現地で医療実務者及び病院マネジメント層向けに使用されている5S-KAIZEN 活動や病院のサービスの質向上を目的とした研修教材、及びモニタリング・スーパービジョンツール等の有無を確認し、

ある場合はそれらのレビューを行う。また、各医療施設における 5S-KAIZEN 活動実施状況を確認、分析し、課題を抽出する。特に、研修教材、モニタリング・スーパービジョンツールのレビューについては、5S-KAIZEN 活動の導入・定着のために 5S-KAIZEN 活動のコンポーネントを含めることを想定で行うこと。加えて、C/P が 5S-KAIZEN 活動を行っていく上でのボトルネック（財源、人的資源等）についても現状分析を行い、EKI と協働していく上で必要な対策について整理、検討する。

- ⑥ 上記⑤で収集・分析した情報を踏まえ、5S-KAIZEN 活動をエチオピアの現状・ニーズに合う形で導入・定着させるにあたり、他国の 5S-KAIZEN の経験や知見を C/P や EKI、その他関係機関に対して共有するためのセミナーを開催する。
- ⑦ C/P と共に、⑤における現状分析、C/P の人員、予算、他ドナーの活動状況等の情報を整理の上、第 3 次現地派遣以降で実施する 5S-KAIZEN 活動研修およびマネジメント研修にて使用する教材を作成する機関、部署、予算などを整理し、先方による教材作成のスケジュール策定、教材作成の開始を支援する。
- ⑧ 下記（5）②の業務内容について C/P に事前に説明し、C/P とパイロット病院の選定基準や具体的な候補について協議する。また、可能な範囲で候補病院の視察も行う（なお、パイロット病院はアディスアベバ市内の 3 次病院を中心に計 2～3 か所を想定している）。
- ⑨ 第 1 次現地業務結果報告書を JICA エチオピア事務所、C/P へ提出し、報告する。なお、エチオピア関係者、他ドナー等の関係者へのインプットを目的として、適宜、進捗報告を行う。

（3） 第 1 次国内整理期間（2021 年 11 月中旬）

- ① JICA 人間開発部に第 1 次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ② JICA エチオピア事務所と調整の上で、第 2 次現地派遣期間における業務内容を整理する。

（4） 第 2 次国内準備期間（2021 年 1 月上旬）

現地業務工程表を含む第 2 次現地派遣ワークプラン（英文）を作成し、JICA 人間開発部へ提出し、説明する。併せて、JICA エチオピア事務所にもデータを送付する。

（5） 第 2 次現地派遣期間（2022 年 1 月中旬～2 月下旬）

- ① 現地業務開始時に JICA エチオピア事務所、C/P に第 2 次現地派遣ワーク

- プランを提出・説明し、業務計画の確認を行う。
- ② 上記（２）⑧を踏まえ、5S-KAIZEN 活動を本格的に導入、研修拠点としていくパイロット病院を選定基準に基づき選定する。また、第１次現地派遣時に加えて、必要に応じて現地を視察する。最終的なパイロット病院の選定については、JICA エチオピア事務所、C/P、EKI 等との協議を経て決定すること。
  - ③ 第３次派遣時に、今次選定したパイロット病院において、C/P と共に病院のマネジメント層や既に存在していれば業務改善に係るチーム（WIT: Work Improvement Team、QIT: Quality Improvement Team 等）のキーパーソンを招いたキックオフ会合を開催できるよう、パイロット病院に対してワークプランを説明し、5S-KAIZEN 活動に対する十分な理解を得た上で、担当部署を選定し、パイロット病院の承認を得る。
  - ④ C/P や EKI 等と共に、5S-KAIZEN 活動の巡回指導に係る計画の立案及び実施体制の整備を行い、パイロット病院の関係者からの合意を得る。なお、巡回指導の頻度としては、半年に１回を目安とし、C/P、EKI と共にパイロット病院に対するモニタリング・スーパービジョンを行う。なお、モニタリングに際しては、病院マネジメント層の理解が得られるように、実務者に加えて、病院のマネジメントレベルも巻き込んだ形で行うようにモニタリング項目等を工夫すること。なお、本業務の最終年は、エチオピア側主導で巡回指導が行えるように当初から計画し、C/P や EKI 等のエチオピア側の主体性・協力終了後の持続性の確保に努めること。
  - ⑤ C/P 及び EKI の 5S-KAIZEN 活動のモニタリング・スーパービジョン能力の強化を目的とした研修実施のための計画を立案する（業務工程全期間を通じて計３回）。その際、C/P の主体性が確保されるよう留意すること。具体的な研修項目は以下のとおりとするが、その他マネジメント研修に必要と考える項目があれば、プロポーザルにて具体的に提案すること。
    - C/P 及び EKI が関係機関を指導・監督するために必要な PDCA サイクルに基づいた活動計画の策定方法
    - 5S-KAIZEN 活動に関する年次保健計画の開発及び評価方法
    - 関係機関（地域保健局、郡保健事務所、各医療施設）のリソース管理方法（財源・人的資源）
    - 5S-KAIZEN 活動の巡回指導、モニタリング評価に関する標準化ツール及び手順の開発なお、診療サービス課に対する能力強化は重要であるため、研修の場に限らず、実施体制づくりを支援すること。
  - ⑥ 選定したパイロット病院における担当部署の 5S-KAIZEN 活動を支援する

ための 5S-KAIZEN 研修開催（第 3 次派遣以降の開催）にかかる計画を立案する。

- ⑦ 第 1 次派遣の際に、上記（2）⑦にて開始された教材作成への支援を進め、第 3 次派遣の際に活用できるようスケジュールを見直し、必要に応じて調整する。
- ⑧ 第 2 次現地業務結果報告書を JICA エチオピア事務所、C/P へ提出し、報告する。なお、エチオピア関係者、他ドナー等の関係者へのインプットを目的として、適宜、進捗報告を行う。

（6） 第 2 次国内整理期間（2022 年 3 月上旬）

- ① JICA 人間開発部に第 2 次現地業務結果報告書を提出し報告する。
- ② JICA エチオピア事務所と調整の上で、第 3 次現地派遣期間における業務内容を整理する。

（7） 第 3 次国内準備期間（2022 年 4 月中旬）

現地業務工程表を含む第 3 次現地派遣ワークプラン（英文）を作成し、JICA 人間開発部へ提出し、説明する。併せて、JICA エチオピア事務所にもデータを送付する。

（8） 第 3 次現地派遣期間（2022 年 4 月下旬～6 月中旬）（ラマダンで渡航を避ける場合は後日調整。）

- ① 現地業務開始時に、JICA エチオピア事務所、C/P にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 選定したパイロット病院においてキックオフ会議を開催する。
- ③ 第 1 次派遣時（上記（2）⑦）より作成してきた 5S-KAIZEN 活動に関する教材（案）を最終化する。
- ④ 選定したパイロット病院における担当部署の 5S-KAIZEN 活動を支援するため、パイロット病院の関係者に対し、作成した教材を用いた 5S-KAIZEN 活動に関する第 1 回研修を開催する。
- ⑤ 上記（5）⑤で整理した計画、研修内容に基づき、C/P 及び EKI の 5S-KAIZEN 活動にかかるモニタリング・スーパービジョン能力の強化を目的として、C/P 及び EKI に対し、作成した教材を用いた第 1 回マネジメント研修を実施する。
- ⑥ 第 3 次現地業務結果報告書を JICA エチオピア事務所、C/P へ提出し、報告する。なお、エチオピア関係者、他ドナー等の関係者へのインプットを目的として、適宜、進捗報告を行う。

( 9 ) 第 3 次国内整理期間 ( 2022 年 6 月下旬 )

- ① JICA 人間開発部に第 3 次現地業務結果報告書を提出し報告する。
- ② JICA エチオピア事務所と調整の上で、第 4 次現地派遣期間における業務内容を整理する。

( 1 0 ) 第 4 次国内準備期間 ( 2022 年 9 月上旬 )

現地業務工程表を含む第 4 次現地派遣ワークプラン ( 英文 ) を作成し、JICA 人間開発部へ提出し、説明する。併せて、JICA エチオピア事務所にもデータを送付する。

( 1 1 ) 第 4 次現地派遣期間 ( 2022 年 9 月中旬～11 月上旬 )

- ① 現地業務開始時に JICA エチオピア事務所、C/P に第 4 次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ② パイロット病院の 5S-KAIZEN 活動の進捗・モニタリング・スーパービジョンの結果を確認する。
- ③ 上記②を踏まえた上で、C/P 及び EKI の 5S-KAIZEN 活動にかかるモニタリング・スーパービジョン能力の更なる強化を目的として、C/P 及び EKI に対し、作成した教材を用いた第 2 回マネジメント研修を実施する。
- ④ 進捗が思わしくない施設を重点的に C/P、EKI による 5S-KAIZEN 活動に関する第 2 回研修を実施する。
- ⑤ モニタリング・スーパービジョンの結果を受け、C/P と研修教材を更新する。
- ⑥ 第 4 次現地業務結果報告書をエチオピア事務所、C/P へ提出し、報告する。なお、エチオピア関係者、他ドナー等の関係者へのインプットを目的として、適宜、進捗報告を行う。

( 1 2 ) 第 4 次国内整理期間 ( 2022 年 11 月中旬 )

- ① JICA 人間開発部に第 4 次現地業務結果報告書を提出し報告する。
- ② JICA エチオピア事務所と調整の上で、第 5 次現地派遣期間における業務内容を整理する。

( 1 3 ) 第 5 次国内準備期間 ( 2023 年 2 月上旬 )

現地業務工程表を含む第 5 次現地派遣ワークプラン ( 英文 ) を作成し、JICA 人間開発部へ提出し、説明する。併せて、JICA エチオピア事務所にもデータを送付する。



(14) 第5次現地派遣期間（2023年2月中旬～4月上旬）

- ① 現地業務開始時に JICA エチオピア事務所、C/P に第5次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ② 第4次現地派遣時に実施したモニタリング・スーパービジョンの結果を踏まえ、選定したパイロット病院におけるボトルネックを確認し、各病院における今後の5S-KAIZEN活動にかかる方針をC/P及びEKIと協議する。それら協議を踏まえ、パイロット病院における担当部署の更なる5S-KAIZEN活動を支援するための5S-KAIZEN第3回研修を開催する。
- ③ C/P及びEKIのモニタリング・スーパービジョンにかかるこれまでの取り組み状況を踏まえ、C/P及びEKIの5S-KAIZEN活動にかかるモニタリング・スーパービジョン能力の更なる強化を目的として、C/P及びEKIに対し、第3回マネジメント研修を実施する。
- ④ これまでの5S-KAIZEN活動の成果や、展望を元にC/P機関及びEKI等の関係者間の協議を側面支援する。また5S-KAIZEN活動を今後エチオピアの保健政策上に位置付ける可能性について協議しC/Pに技術的アドバイスを提供する。
- ⑤ 第5次現地業務結果報告書をJICAエチオピア事務所、C/Pへ提出し、報告する。なお、エチオピア関係者、他ドナー等の関係者へのインプットを目的として、適宜、進捗報告を行う。

(15) 第5次国内整理期間（2023年4月中旬）

- ① JICA人間開発部に第5次現地業務結果報告書を提出し報告する。
- ② JICAエチオピア事務所と調整の上で、第6次現地派遣期間における業務内容を整理する。

(16) 第6次国内準備期間（2023年6月上旬）

現地業務工程表を含む第6次現地派遣ワークプラン（英文）を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。併せて、JICAエチオピア事務所にもデータを送付する。

(17) 第6次現地派遣期間（2023年6月下旬～8月上旬）

- ① 現地業務開始時にエチオピア事務所、CPに第6次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ② C/Pと共に、これまで実施した研修や訪問指導等の結果を分析し、5S-KAIZEN活動の成功病院（showcase hospitals）を選定する。
- ③ 本プロジェクト活動の成果をもとに、5S-KAIZEN活動を保健政策へ反映

- させる可能性も含め、C/P や関連省庁に対する提言案をまとめ、説明する。
- ④ 今後、C/P が 5S-KAIZEN 活動を自律的に展開していくための展開計画の策定を支援する。必要に応じて追加情報を収集・提供し、実施体制整備、予算、技術的観点より助言を行う。
  - ⑤ 上記④を踏まえ、エチオピアでの 5S-KAIZEN 活動にかかる支援方針案を検討し、必要に応じて関係者を集めた意見交換を実施し、今後の方針を確認する。
  - ⑥ エチオピア関係者、他ドナー等の関係者への活動成果の共有を目的として、案件終了時セミナーを開催する。
  - ⑦ 第 6 次現地業務結果報告書を JICA エチオピア事務所、C/P へ提出し、報告する。

(18) 第 6 次国内整理期間 (2023 年 8 月下旬)

専門家業務完了報告書 (和文・英文) を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン (全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

英文 3 部 (JICA 人間開発部、JICA エチオピア事務所、C/P 機関へ各 1 部)

(2) 現地業務結果報告書 (各派遣終了時)

提出部数は以下のとおり。

英文 3 部 (JICA 人間開発部、JICA エチオピア事務所、C/P 機関へ各 1 部)

記載項目 (案) は以下のとおりとし、関連資料を添付する。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書

提出部数は以下のとおり。

英文 3 部 (JICA 人間開発部、JICA エチオピア事務所、C/P 機関へ各 1 部)

和文 2 部 (JICA 人間開発部、JICA エチオピア事務所へ各 1 部)

契約業務の完了を確認するためのもので、業務完了後の帰国後に提出予定。  
記載項目（案）は以下のとおりとし、関連資料を添付する。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況・成果
- ③ 業務実施上の課題とその対処・結果
- ④ 業務実施上残された課題（5S-KAIZEN 活動の定着にかかわるもの）
- ⑤ 今後の展望・提言
- ⑥ その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。なお、ドラフトを事前に提出し、JICA からのコメントを踏まえて最終化する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

### （1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒⇒アディスアベバ（仁川経由）⇒⇒日本を標準とします。

### （2） 一般業務費（臨時会計役の委嘱）

本件業務に係る活動費は、活動計画に従って、JICA エチオピア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役委嘱します。（当該経費は契約に含みませんので、見積書への記載は不要です）※臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取、支出、精算）を必要な期間（現：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことを言います。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

### （3） 新型コロナウイルス対策に関する経費

見積書には PCR 検査代及び隔離期間の待機費用等は計上不要です。契約交渉時に確認します。

## 10. 特記事項

### （1） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：保健省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

(ア) 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

① 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

② 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(イ) 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第一グループにて配布します。配布を希望される方は同グループのアドレス ([hmge1@jica.go.jp](mailto:hmge1@jica.go.jp)) 宛にメールをお送りください。

① 提供資料：「HDSA (Harmonized Daily Subsistence Allowance)」

(3) その他

(ア) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- (イ) エチオピア及びその他途上国において 5S-KAIZEN 関係の専門家としての経験を有することが求められます。また、途上国の保健省に対する政策提言や他機関との連携・調整業務の経験を有することが望ましいです。
- (ウ) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- (エ) 90 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- (オ) 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- (カ) 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (キ) 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上